



ひと、くらし、みらいのために

今度の手帳の健康診断、
いつだったかな…？

そんな2人が
見ているのは
健康管理手帳



離職後の健康管理

健康管理手帳とは？

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

※業務とは…以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩 ベータ・ナフチルアミン及びその塩 粉じん作業 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
三酸化砒素又は砒素 コークス又は製鉄用発生炉ガス ビス(クロロメチル)エーテル ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド 塩化ビニル 石綿 ジアニシジン及びその塩 1, 2-ジクロロプロパン

※労働安全衛生法に基づく制度です。

申請手続きなどのご相談は、最寄りの都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が 健康管理手帳交付対象業務になりました

健康管理手帳

安衛則第53条(安衛法第67条)

制度概要

1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付します。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

対象業務

1, 2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令(※)で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る)

※厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

交付要件

上記対象業務に3年以上従事する経験を有すること

対象者

上記対象業務に従事していた方(※)

※上記対象業務を行っていたが、その後、転職又は退職し、現在は上記対象業務から離れている方が含まれます。

施行日

平成25年10月1日